心身障害者扶養共済制度をご存じですか

障害のある方の保護者が自らの生存中に毎月一定額の掛金を納付することにより、万一保護者が死亡又は重度障害となった場合、障害のある方に終身一定額の年金を支給するという制度です。

加入できる方

県内に住所があり、障害のある方を扶養している65歳未満の保護者で、特別の疾病又は障害がなく、生命保険に加入できる健康な方。

※障害のある方1人に対し、加入できる保護者は1人。

※障害のある方1人につき、2口まで加入可能。

障害のある方の範囲

次のいずれかに該当し、将来独立自活することが困難であると認められる方。

①知的障害

②身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害

③精神または身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が①または②の者と同程度と認められる方

年金支給額

1口加入の場合　月額2万円

2口加入の場合　月額4万円

なお、1年以上加入した後、加入された保護者より先に障害のある方が死亡した場合には弔慰金が支給されます。

また、5年以上加入した方が脱退した場合には脱退一時金が支給されます。

1口分の掛金月額

加入時年齢	掛金納付額（1月1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上～40歳未満	11,400円
40歳以上～45歳未満	14,300円
45歳以上～50歳未満	17,300円
50歳以上～55歳未満	18,800円
55歳以上～60歳未満	20,700円
60歳以上～65歳未満	23,300円

優遇措置

・所得状況に応じ、掛金を減免する制度があります。

・年度中支払った掛金の総額の2分の1（100円未満端数切捨て）の額を助成します。

・掛金は税制上の優遇措置を受けられます。

手続に必要なもの

福祉事務所（窓口⑥）に、次の書類を添えてお申し込みください。

①加入等申込書

②住民票の写し（申込者及び障害のある方それぞれに必要です。）

③申込者（被保険者）告知書（申込者の健康状態を告知する書類です。）

④障害のある方の障害の種類及び程度を証明する書類（身体障害者手帳・療育手帳及び年金証書等）

⑤年金管理者指定届書（障害のある方が年金を管理することが困難なとき。）

⑥印鑑

※加入承認日は毎月1日とし、加入申し込みから1～2か月程度を要します。

問合せ先

福祉事務所障害福祉係（窓口⑥）☎㉒2216

11月は「計量強調月間」です ～暮らしを支える正しい計量～

私たちの暮らしが安全で快適であるためには、計量器が正確に作動し、正しく使われることが重要です。そのために、「計量法」で、適正な計量の基準を定めています。

身近な特定計量器と有効期間

特定計量器名	有効期間
ガスメーター	10年
水道メーター	8年
電気メーター	10年

これらは、計量法で特定計量器に定められています。検定等の有効期間を過ぎたものは使用することができません。

問合せ先

静岡県計量検定所

☎054-278-8311

産業振興課産業振興係

☎㉒3914

「ナラ枯れ」にご注意ください

県内各地で木が真っ赤になる病気が発生しています。原因は木に穴を開ける昆虫が引き起こす**「ナラ枯れ」**という病気です。

季節はずれの赤い紅葉や、葉が付かない木があったらナラ枯れの可能性があります。

ナラ枯れは防除する手段が確立されておらず、被害をなくすことは困難です。

そのため、木を守る予防措置や、枯れてしまった木が、強風等で倒れないようあらかじめ伐採することが必要です。

問合せ先

県賀茂農林事務所森林整備課

☎㉔2082

産業振興課産業振興係

☎㉒3914

10月は浄化槽月間です

浄化槽は、家庭からの生活排水をきれいな水に浄化して、地域の快適な生活環境を守る役割を担っています。

浄化槽法では保守点検（年3回以上）、清掃（年1回以上）、法定検査（年1回）が義務付けられています。必ず定期検査を受けましょう。

検査申込先

一般財団法人静岡県生活科学検査センター

☎054-621-5863

問合せ先

県賀茂健康福祉センター

☎㉔2053

環境対策課環境保全係

☎㉒2213